

水道及び下水道の基本料金免除のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大の影響や原油価格・物価高騰に伴う経済的負担を軽減する為、8ヶ月間水道及び下水道の基本料金を免除します。

【対象】

渡嘉敷村に申請している村内全ての水道使用者及び下水道使用者（官公管理施設除く。）

【適用期間】

令和4年8月分から令和5年3月分までの8ヶ月間

【免除料金】

| | 基本水量 | 基本料金（税込） |
|---------|-----------------------|----------|
| 水道基本料金 | 0～8 m ³ まで | 1,499円 |
| 下水道基本料金 | 0～8 m ³ まで | 1,049円 |

※メーター使用料及び基本水量を超えた超過料金は請求します。
詳しい金額については検針票をご確認ください。

【申請不用】

令和4年8月分から令和5年3月分までの8ヶ月間、自動的に基本料金が免除されますので申請不用です。

【お問い合わせ】

渡嘉敷村役場観光産業課上下水道係
電話：098-987-2323
FAX：098-987-3085

【例】一般家庭(口径13mm)の使用水量30m³の場合

